

第2回紀の川流域懇談会 議事骨子

日 時 : 平成26年1月28日(火)

場 所 : 和歌山県日赤会館 3階 大会議室

★ 議事次第

1. 開会
2. 主催者挨拶
3. 河川整備計画の進捗点検について
 - 3-1. 進捗点検に関する報告書の構成
 - 3-2. 点検項目及び観点と指標
 - 3-3. 進捗点検に関する報告書(個表)
4. その他
 - 4-1. 紀の川流域懇談会規約
 - 4-2. 紀の川流域懇談会情報公開方法
5. 主催者挨拶
6. 閉会

★ 議事内容

1. 進捗点検に関する報告書の構成について(資料-1)

前回の懇談会から、新たに点検項目の欄を追記しました。
2. 点検項目及び観点と指標について(資料-2)

点検項目及び観点と指標について、下記のような意見がありました。

 - ・資料P1の「実施にあたっては、対策後の下流への影響や土砂移動状況の検討を実施」とは、前もって検討しておくということですか、それとも施工後にちゃんと確認しなさいという趣旨ですか。

→ 事業を実施する前に行うという意味です。
 - ・資料P3の津波発生時の情報の収集・提供の指標について津波発生時の状況把握、津波情報の伝達の記述が抜けている。

→ 記述が抜けておりますので追加させていただきます。
 - ・資料P4の河川環境のモニタリングの指標についてもう少し充実させた方が良いのではないかと思います。

→ わかりました。
 - ・資料P5の河川景観の観点について紀の川らしい河川景観の保全状況と記載されているが紀の川らしいというのはわかりません、むしろ書かないほうが良いのではないかと思います。

→ 色々ご指摘があったように、これらを宿題とし今後指摘等ありましたら事務局にご意見を

改めて賜りたいと思います。

- ・資料P5「環境への影響に配慮した河川工事を実施」と書いてあるが、「環境への配慮」と言っても「軽重」があると思うので、「大規模な工事」がどのようなものであるかといったような指標が必要なのではないのでしょうか。

→「大規模」とは、今後、紀の川における今後30年の事業の中では、河道掘削や狭窄部対策が該当し、日常的な維持管理のような規模は該当しないと考えています。

- ・河川整備計画で今後30年間に行う事業はいろいろありますが、部分的に事業を修正するなどする場合、いちいち河川整備計画をもう一回練り直す等、全体に影響が出て来ると思われますが、いかがでしょうか。

→この懇談会の目的の1つに、河川整備計画の変更があります。変更とは、整備目標が変われば事業実施箇所が増えるなどといったことです。それ以外の部分で、具体的にそれが整備計画の変更になるかどうかについては、その都度検討しなければならないと考えています。

3. 進捗点検に関する報告書（個表）について（資料-3）

進捗点検について、下記のような意見がありました。

- ・報告書のまとめの欄について進捗状況のまとめという気がする。

→わかりにくい言葉になっております、点検結果等に表記を検討します。

- ・報告書の観点・指標及び進捗状況の欄については事業の進捗状況と例えば治水効果の内容等2つあると考えられる。

→説明資料を添付し2段階で考えさせていただきます。

4. 紀の川流域懇談会規約について（参考資料-1）

前回、事務局より提案された「紀の川流域懇談会規約（案）」は、提案のとおり承認されましたので「紀の川流域懇談会規約」とさせていただきます。

以上